

平成22年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	2. 総務費	事業名	1. 消費者保護及び相談費			
項	1. 総務管理費	細事業名				
目	15. 消費者行政推進費	担当課・係	ミレニアムセンター佐倉	(執行課: ミレニアムセンター佐倉)		

予算分析	臨時経費	新規事業	単独事業									(単位: 千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳	県支出金									一般財源
要求額	760	760	要求	760									0
決定額			決定										

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)		施策											
			施策体系コード							事業番号				
			総事業費							事業期間				
			年度別事業費											
			(事業実施に関する根拠法令) 消費者基本法 佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) ・消費生活の中で高度化する相談内容や消費者を取り巻く環境の激変を踏まえ、契約問題をはじめとする消費者からの苦情等に対して、消費生活専門相談員が情報の提供やあっせんと共に救済を行うことにより消費者保護の充実を図る。 ・消費生活センターにおいて、紛争の相談等に従事している消費生活専門相談員について、時代の変化に対応した専門性向上のための研修を受講する機会を確保する。	(事業の目的) ・消費生活相談に寄せられる苦情、問い合わせ等に対して、消費生活センターが裁判外の紛争処理機関として、あっせん等を実施し消費者利益の擁護を図る。 ・消費生活相談に寄せられる相談状況を、被害の未然防止及び消費生活安定向上のため実施する啓発事業の情報源として活用する。 ・相談員が専門的な研修を受講する機会を確保することにより紛争等に対し公平で公正な解決が図れるようにする。	(事業の効果) ・消費生活相談へ寄せられた契約をめぐるトラブル等に助言するとともに、消費生活センターとして、あっせんや救済を実施することにより、消費者の利益擁護を図ることができる。 ・相談を通じて得られる社会の動きを、各種啓発事業へ反映させることで、消費者被害の拡大防止に資することができる。 ・消費生活専門相談員に研修の機会を確保することで、行政の相談として誤りのない対応が可能となる。
(事業実施上の問題点)	(前年度からの見直し点)	(見積についての特記事項) 千葉県消費生活行政活性化基金事業の補助金を受け、相談員の専門家による研修の実施と研修を兼ねた多重債務無料相談の実施。